

令和8年1月26日

第1回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第1回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和8年1月26日			招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後1時59分			閉会の日時	午後3時32分			
会 長	小 川 達 男			職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠	
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○		
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○		
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○		
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○		
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○		
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○		
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○		
8	松 本 榮 次 郎	○						
				加須市農業委員会事務局				
				局 長 野 崎 修 司				
				次 長 前 島 勝 己				
				主 幹 渡 辺 昌 也				
				主 幹 野 崎 浩 次				
				主 査 大 熊 健 太 郎				
				主 任 福 地 英 昌				

開会 午後 1時59分

○局長（野崎修司君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻前ではございますが、皆さんおそろいになりましたので、これより令和8年第1回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○局長（野崎修司君） 初めに、松本職務代理より開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。新年明けましておめでとうございますと言ってもいいかどうか、もう日も過ぎちゃったものですが、よろしく今年もお願いいたします。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございました。

今、1月の下旬ぐらいで確定申告の準備もどんどん進んでいるかなと思います。今日も市のほうから農業委員の報酬関係も、今日うちは郵便で届いて、JAからも減価償却とかそういうような資料も来ました。うちも田んぼ、水田がある関係で収入、所得が物すごく、倍ぐらい上がりまして、減価償却も今、機械もみんな10年以上、トラクターもみんなたちまして、減価償却も8万ぐらいしかなくて、そのために非常に所得も多くなって、税金の額も物すごい額に、ざっと計算してなっています。

そういうことですが、これより令和8年第1回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長さんからご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。職務代理が申されたとおり、今年もよろしく願いしたいと思います。

昨年はいろいろ政治の面、また、経済の面で多々、多数の出来事がいろいろありました。個々のことは申しませんけれども、今年も午年であります。昨年以上にいろいろなことが社会をにぎわすんではないかなというふうに感じております。そういう中で、私たちの農業経営が平穩で進むことを切に新年に当たって願っている次第でございます。

さて、本日は26年の最初の総会であります。皆様と共に進行できればというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

簡単ですが、私の挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

○局長（野崎修司君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○局長（野崎修司君） 本日の総会でございますけれども、委員総数15名、全委員さんのご出席をいただいておりますことをご報告申し上げます。



○局長（野崎修司君） それから、審議に入ります前に、皆様にお配りしてございます資料に一部訂正がございますので、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局（前島勝己君） 失礼します。

本日の訂正は、1点ございます。

配置図の差し替えとなります。既にお手元にお配りさせていただきました配置図となりますが、番号で言うとA3の紙で下に5-6とあります。こちらをお配りさせていただきましたので、差し替えをお願いします。本日の午前中、代理人から差し替えの依頼がございました。

以上になります。

○局長（野崎修司君） それでは、これより議事のほうに入らせていただきます。

以降の進行につきましては、小川会長さん、どうぞよろしく願いいたします。



◎議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

13番、中島利雄委員及び

15番、小坂実委員

の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 次に、議事に入る前に、3件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」のうち、議案書3ページの5番、不動岡地区、議案書4ページの8番、原道地区及び議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書10ページの12番、北川辺地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の6件を議題といたします。

初めに、1番及び2番の水深地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1ページをご覧ください。

3条の1番と3条の2番は譲受人が同一で関連がございますので、一括にてご説明いたします。両案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は営農規模拡大のため、譲渡人は営農規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

1月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。譲受人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さんはお仕事で、知人の方にその土地でお米を作って頼んでいましたが、高齢になり作れなくなり、 さんに相談したところ、今回の申請になりました。

次に、譲渡人の さんは会社を定年退職してお米作りをしていましたが、年齢は 歳で難しくなり、息子さんにお米を作ってほしいとお話ししたら、まだ会社に行っているからできないよと言われ、 さんに相談したところ、今回の申請になりました。

ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、2番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページ、3ページをご覧ください。

本案件は贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は遠方に居住しており耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

1月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

現地はきれいに管理されておりました。

譲受人の さんにお聞きしたところ、譲渡人の さんは今は にお住まいで、引っ越す前は近所の方で、 さんに申請地を管理してほしいと頼んだそうです。それからお米を作ったそうです。 子さんのご主人が亡くなり、今まで申請地を管理していたので、今回贈与という形になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図4ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は経営規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問

題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

1月20日に地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりました。

譲受人 の加須営業所所長であります さんと管理本部長代理の さんに現地对応をしていただきました。譲受人の さんは長年キュウリ栽培をしておりましたが、高齢により農業ができなくなり、農地を手放したいとのことでした。

案件の土地 はキュウリハウスが立てられており、譲受人の はこのハウスを利用し、稲の育苗施設として使いたいとのことでした。ハウス内は少し荒れていましたが、手入れをすれば十分使える状態でした。

それから、 は耕作放棄地となっており、アシで覆われていましたが、手を入れて管理するとのことでした。

このようなことから、本件申請は現地調査で状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の樋遣川地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に6番の鴻葦地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図6ページ、7ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は規模縮小のための申請となっております。

す。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

1月21日に推進委員の泉津井さんと、譲受人の さんの自宅に伺いました。さんは元の農業委員の方で、よく詳しく説明していただきました。ちょっと場所がよく分からないので、 さんに現地まで案内していただきました。

それによりますと、 さんは譲渡人の さんが非農家ということで、何もできないということで、もう20年前からこの土地で水稻栽培をしているそうでございました。

さんもまめで年内に4回もトラクターでうなっているそうでございます。本当に立派な方ですね。

それで、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の鴻基地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は高齢により耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

1月17日に荒井推進委員さんと現場確認をし、譲受人の さんから話を聞きました。現地圃場はきれいに耕うんされていました。

申請地はこれまで さんが管理していたそうです。今回、譲渡人の さんから売買の話があり、購入することとなったそうです。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図12ページ及び土地利用計画図4-1をご覧ください。

本案件は、長屋住宅1棟6戸を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得な

いものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

1月20日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

申請者の さんのお宅に行きましたが、いないため、代理人の さんにお聞きしました。申請地の北が さんのお宅で、 さんは高齢になり、土地の管理が大変になり、近所の方が代わりに管理をやっていましたが、難しくなり、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図13ページ及び4-2の配置図をご覧ください。

本案件は、農家住宅の敷地を拡張するため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、30年前から農業用施設として使用しておりましたが、農地であることが分かり、手続をするものであり、今後においても農業用施設として使用していくことから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

1月17日に荒井推進委員さんと現場確認をし、申請者の さんから話を聞きました。申請地には、栗が植えられていました。

申請地はライスセンターの隣にあり、以前から農業用施設としてハウスが設備してあり、これからも農業用施設として利用していくとのこと。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の元和地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図1 4ページ、配置図の4-3をご覧ください。

本案件は、自己用住宅の敷地拡張をするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、相続以前よりある浄化槽や水道メーター等の宅地の一部が農地であることが判明したため手続をするもので、今後も自己用住宅として使用していくことから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

1月21日に推進委員の落合さんと2人で さん宅を訪問しました。いろいろお話を

伺ってまいりました。相続以前から分かっていたとのことでしたが、宅地の隣方ということで、はみ出して工事をしてしまったとのことでした。それで、敷地拡張という申請をすることにいたしましたとのことでした。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） すみません、11番の関です。

許可については特に問題ないというふうに考えますが、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。相続した農地に汚水槽や水道メーターが設置されていたため、現状に合わせるという形で、原状回復はしないで追認申請という形ですかね。適法にするために、追認申請をするという理解でよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

そうですね、今、関委員さんからお話のとおり、相続を受けて、原状回復はしないで追認という形の許可になります。

以上です。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。ありがとうございます。

そこで、ちょっと確認なんですけれども、私の担当する地域で先月申請があった案件なんですけれども、同じような追認申請がありました。内容は、線引き前から進入路としていた土地が農地であるということが判明したために、適法にするために、農地法5条だったんですけれども、5条の追認申請でした。この件につきましては、先月の総会で許可相当ということで意見決定はされました。総会で私のほうも説明はしなかったんですけれども、ある条件があったんですね。というのは、その申請地に隣接する西側に譲受人所有の農地がありまして、そこに同じように水道メーターとか水道管とか、外水道の蛇口とかが設置されておりました。条件というのが、総会までにそれらを全部撤去して、農地に復元してくださいというような話でした。代理人と話をする中で、加須市さん、結構厳しいですねというのを言われたのを覚えております。

総会当日なんですけれども、私、現地を総会の前に見まして、確かに農地に復元されたということで、全部撤去されておりました、農地に復元されておりました。これは、経緯は恐らく事務局のほうでそういう指導をされたのかなというふうに思うんですけれども、今回と

のすみ分けといいますか、どういう形で理解していいのかなということをお伺いできればと思います。

今回の4条の案件とは直接は関係はないと思うんですけども、今後同じような案件があったときにどういう対応を取る必要があるのかということを確認したいことから、質問をさせていただきます。お願いします。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局でございます。

前の田ヶ谷の案件については、農地にそういった排水の施設が入っていたというところで、農地に戻すという意味合いで原状復帰をしていただいたという経緯があります。今回の申請の件に関しては、宅地の一部として排水施設が入っていたので、追認ということで許可をいただくとような形になりますので、その、農地として活用するか、宅地として今後使っていくかというところのすみ分けの違いであるかなというところでご回答させていただきます。

○11番（関 弘明君） ありがとうございます。11番の関です。

配置図を見ているんですけども、今回の申請地、
ですか、はこの細長い部分で、
その上に
というのがあると思うんですけども、多分こちらが農地なのかなというふうに思うんですけども、これ、分筆をして、今回のこの追認申請する部分を分筆をして今回の申請に当たったのか、それとも、もう以前からこういう形で分筆されていたのか、その辺を確認したいということと、前回私の担当の案件のときに、水道管とか入っている部分を分筆をして、農地の利用じゃなくてやれば、そのまま追認申請という形で申請ができたのかどうか。今回のこの申請地がいつ頃分筆されたのかということと併せて、申請の仕方として、前回私の担当の地域のところで、先に分筆をすれば、追認申請が可能だったのかどうかというのも併せてお伺いしたいと思います。今回の4条の案件とは直接関係ないので恐縮なんですけど、よろしくをお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ただいまのご質問なんですけど、今回のこちらの申請の土地につきましては、今、申請書類のほう確認したんですけど、平成元年にもう分筆が終わっているところでございます。

もう一つの田ヶ谷の案件でございますが、あちらはもともと青地なんですよ。ということで、今回こちらとちょっと違う、取扱いが違うということでご理解いただければ。

○事務局（前島勝己君） 補足説明ですが、今、説明にあった青地であったり、追認の可能性のある一般住宅だと、面積が500平米までですので、それを超える追認ができないことも

あります。農家住宅だと、1,000平米までです。個人の住宅では、追認が可能である判断基準が国からも示されておりますが、法律を逸脱し過ぎている場合もございますので、その現場を見て、法律などと照らし合わせながら判断しております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。ありがとうございました。

私の担当地域のほうは青地だったということで、地域の農地の状況によっても変わるということで、今回の4条申請は2種農地という説明ありましたんですけども、そういうことで原状回復が必要だったというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

そういうことになりますので、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ほかに質問はありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図15ページ及び配置図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し建売住宅3棟とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得な

いものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

1月19日、推進委員の梅田さんと野本さん及び代理人で土地家屋調査士の さんの4人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は南大桑地区で、 の東方にあり、譲渡人の さんは親から相続された農地を管理できないので、 に売却するとのことです。これらのことで、周辺の住宅や農地及び遊休農地等に影響はないものと思われます。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図16ページ及び現況・計画平面図、現況・計画断面図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（5か月）により土地を借り受け、農地改良工事（一時転用）を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、農用地（青地）と判断されますが、5か月間の一時転用であり、盛土をし、耕作が可能な土地にするため農地改良工事を行うことから、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

1月18日、日曜日に田村推進委員さんと の さんを交えて現地で協議をいたしました。

譲渡人の さんにつきましては、先月取り下げた案件ですので、先月訪問して事情を確認済みです。 さんは現在、施設に入っております、息子さんが対応していただきました。息子さんもしばらく実家を離れていて、親が施設に入ったため急遽家に帰ってきて、農地の管理を始めたところで、農地を余しものにしておりました。

本農地は さんが ですので、この農地は三俣の上三俣地区になりまして、どうしてこんな遠いところを購入したんですかという確認しましたら、 さんの周りが住宅地になっておりまして、その代替として農地を親たちが購入して、その相続で さん、息子さんが受ける予定でおる土地だそうです。ですので、 さんの意向は聞けませんでしたけれども、いずれ相続を受ける息子さんから確認をまいりました。

この土地は、高速道路の側道の端にありまして、高速道路の側道の高さ和田んぼの高さが随分違う土地になっておりまして、水はけが不良のため、なかなか作付ができないということでした。そういうことを踏まえて、土掘りをして、今回、畑にして作物をつくるという計画を立てたそうです。

の さんによりますと、先月は は埋め立てないつもりで、 とを埋め立てる予定でございましたけれども、いずれにせよトラックが入る誘導路が確保できなくて、この後ろにあるほうの土地につきましてはパイプラインが入っておりまして、トラックの進入は禁止されておりましたものですから、なかなか現地を見た感じで、ちょっと許可はできないから延期してくれということ、先月はしました。そうしましたところ、を追加をして、これを入れますと側道から自由に搬入ができるようになりましたものですから、それでしたら、何ら周りにも問題なくトラックの出入りができるということで判断してまいりました。

何ら問題なしと判断してまいりましたので、ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図17ページ及び平面図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地(11区画)とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市の担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番(小川達夫君) 7番、小川です。

1月18日、日曜日に田村推進委員さんと現地を確認後、 氏自宅を訪問してまいりました。

現地は土盛りされた土地ですが、作付はされていないで、雑草も若干伸びておりました。氏に確認したところ、 氏は を経営しておりまして、今回の農地がほぼ最後の農地だということで、しばらく持っていたいという意向はありましたけれども、数年、草刈りをずっとやっておりましたが、もう腰を悪くして、脊柱管狭窄症になってしまって、とても草刈りはできない状態ということになってしまったそうです。放置しておくわけにもいかないものですから、ここ数年来、土地を買いに来ておった業者がおったものですから、その人に相談をして今回の案件になりました。

本件土地は小学校にも近く、中学校にも近く、周りにはレストランや美容室、それから、コミセン、消防署等があり、大変住環境には最適な場所でありますので、 さんに確認したところ、優良土地で、ぜひとも買いたいということでした。

何ら問題ないと判断してまいりました。ご審議よろしくお願いたします。

○会長(小川達男君) ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図18ページ、配置図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、農業用施設(倉庫)とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、事業拡大に伴い、自己所有地に隣接する土地を購入し、機械修理等を行うための農業用施設の建設を計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

1月20日に地区担当委員の森博司さん、寺田薫さんの3人で現地調査を行ってまいりました。譲受人の営業所長でありますさんと管理本部長代理のさんに現地対応をしていただきました。は、案件の土地を事業の拡大に伴い、農業用施設(倉庫)として活用したいとのことです。

譲渡人のさんは現在、に住んでおり、耕作ができないため売却したいとのことでした。

現地を確認したところ、しばらく耕作しておらず、草で覆われていたようですが、整備され、草は取り除かれていました。事務所前には多くの農機具等が置かれていましたが、倉庫として活用することにより作業効率が上がり、環境の改善につながると思いました。

これらのことから、本件申請は現地調査で状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の樋遣川地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたしました。

次に、5番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ及び土地利用計画平面図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

1月21日に地区担当委員の腰塚明さんと現地調査を行ってまいりました。譲受人の さんに現地対応をしていただきました。

譲渡人の さん、 さんは農地を引き継ぎましたが、維持管理ができないということで、隣に の太陽光発電所もあることから、売買に至ったということです。

譲受人 の太陽光の管理体制は、年2回の除草作業、そのほか随時環境整備に当たり、周囲はフェンスで囲い、事業者名、連絡先を明記しておくとのことでした。

耕作放棄地を未然に防ぐことになることから、やむを得ないかなと思います。

このようなことから、本件申請は現地調査で状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図20ページ及び配置図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し資材置場とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、土木、建設工事を営んでおりますが、仮設工事の増加に伴い、その資材等の用地を取得するものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員の現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番(須藤秀夫君) 10番、須藤秀夫です。

1月21日に地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。譲受人代表の さんの案内で、現地確認を行いました。

譲受人の は市内で土木建築業を営んでおり、仮設工事の資材置場、資材の清掃及び修繕をする用地が足りないため、資材置場を確保し、業務拡大を図るため計画したとのこと

です。
位置図を見てもらいますと、既存敷地の部分に、令和6年に購入したわけですが、その既存敷地の部分、正方形の部分ですね、購入しており、資材置場としてきれいに整備され、使われていました。案件の土地はその既存敷地の前の畑で、耕作放棄地の状態でした。資材置場にする

ことで、土地を有効利用できると思います。
このようなことから、本件申請は現地調査で状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほど、よろしくお願

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2 2ページ及び土地利用計画平面図5－7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

1月21日に地区担当委員の腰塚明さんと現地調査を行ってまいりました。

譲受人 の さんに現地対応をしていただきました。

譲渡人は、それぞれの方が高齢により農地を維持管理するのが難しくなってきたとのこと

です。
現地の状況は、農地面積が小さく細切れになっており、今の大型の農業機械では耕作は難しいと思われる農地でした。

譲受人 の太陽光の管理体制は、年2回の除草作業、そのほか随時環境整備に当たり、事業者名、連絡先を明示しておくとのことでした。

近くに太陽光発電もあり、耕作放棄地を未然に防ぐことになることからやむを得ないと思

いました。
このようなことから、本件申請は現地調査で状況を確認し、許可相当と判断をいたしまし

た。ご審議のほど、よろしくお願いいいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○局長（野崎修司君） 審議の途中でございますけれども、ここで暫時休憩を取りたいと思います。

なお、再開は3時10分といたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時10分



◎開議の宣告

○局長（野崎修司君） これより審議を再開いたします。



○会長（小川達男君） それでは、始めさせていただきます。

8番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2 2ページ及び土地利用計画平面図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し太陽光発電施設を設置するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存の太陽光発電施設に近接していることから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

1月21日に地区担当委員の腰塚明さんと現地調査を行ってまいりました。

譲受人 の さんに現地対応をしていただきました。

譲渡人の さんは に住まいがあり、高齢であるため農地の維持管理ができないとのことです。

譲受人 の太陽光の管理体制は、年2回の除草作業、そのほか随時環境整備に当たり、周囲はフェンスで囲い、事業者名、連絡先を明示しておくとのことでした。

耕作放棄地を未然に防ぐことにもなることから、やむを得ないと思いました。

このようなことから、本件申請は現地調査で状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の志多見地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図23ページ、配置図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為について市担当課に確認したところ、許可の見込まれ

るものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

この志多見地区の案件について、地元推進委員の夢川推進委員さんと代理人であると3人で現地を確認いたしました。内容について さんから説明をいただき、確認したところでございます。

譲受人の さんは、先ほど事務局から説明があったように自己用住宅を検討しているということでありました。この場所については、令和7年の前半に既に手前の敷地は農業委員会で承認され、現在、建物が建っております。途中でありましたが、2軒建っております。

現地についてはいろいろの排水等もきちんと確認され、特に問題ないというふうに判断しております。許可相当と判断いたしました。皆さんのご審議をよろしくお願ひしたいと思います。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。ないですか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の志多見地区の案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に 推進委員が該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 進委員 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ、平面図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（20年）により土地を借り受け農地住宅の敷地拡張を行

うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、住宅敷地の一部が農地であることが分かり、一部に既存建物が越境していることが分かったために手続をするもので、始末書が添付され、今後においても住宅として使用していくことから、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松本榮次郎君） 8番、松本です。

10番の志多見地区案件について現地を確認し、1月20日の日に、推進委員さんは今回の該当者でございますので、さんから私が説明を聞き、判断をいたしましたところでございます。

内容については、ここの位置図にあります建屋が3つありますけれども、太く書かれているというところが今回の場所でございます。現在この場所については、建屋はさんのものがございます。そして、敷地は一応、さんということで、親子関係でございます。そんなことで、先ほど事務局から説明したように、名義を、内容を一応賃貸し、20年で借りるということになっておりますが、今現在この内容が問題になっているということで、一応是正したいということでの説明でございました。

したがって、今回の申請については許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） すみません、11番の関です。

本件については特に全く問題ないというふうに考えておりますが、また確認で大変恐縮なんですけれども、今さらで、この場で質問していかどうかちょっと迷うところはあるんですけれども、今、推進委員さんが議事参与の制限ということで退席をされております。農業委員の議事参与の制限というのが農業委員会等の法律にうたわれておりますけれども、推進委員さんも同じように適用されるのでしょうか。すみません、こういう質問で。

○事務局（前島勝己君） 推進委員は、この場にお呼びしなくてもいいことになっておりますが、勉強とか、あるいは現地調査を一緒に行っておりますので、総会に参加していただいております。議事参与の制限では、審査に差し支えがあると判断して退席していただいております。また、法律に推進委員が適用されるかどうかについては、御調べして次回に回答させていただきます。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。ありがとうございます。

議長さんの説明の中で、農業委員会等に関する法律何条に基づいて退席をという話をされていますので、そうすると、厳密に言うと、法律上そこまでうたっていないのであれば、言い方の話になると思うんですけども、何条に準じてとか、そういうふうに説明されたほうが、議事録として公開しているものですので、どうかなというふう感じたところです。

○事務局（前島勝己君） 退席していただく説明につきましては、法律等を確認しまして、適切な表現にしたいと思えます。ご指摘ありがとうございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

10番の志多見地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

10番の志多見地区の審議は終了しましたので、退席している 推進委員の入室をお願いします。

（ 推進委員 入室）

○会長（小川達男君） 次に、11番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ、土地利用計画図5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借権（30年）により土地を借り受け自己用住宅の建築を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれ

るものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

1月17日に推進委員の泉津井さんと、譲渡人の さんの自宅に伺いまして、話を聞いてまいりました。

譲受人の さんは さんの娘さんの旦那さんということで、現在、 さんの敷地内の作業小屋の2階に夫婦で住んでいるそうでございます。何分にも作業小屋の2階に住んで、狭いため、新たにうちを作りたいということで、 さんの土地を借りまして、作りたいということでございました。

現在、この土地は さんが陸田で稲を作っていたんですが、現在はトラクターでやっ

てきれいになっておりました。

許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

11番の鴻基地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「令和8年（1月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第4号をご参照ください。

令和8年1月分農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農地への貸付けが適当であるかのご審議をよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本案件についてご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。ないですか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第4号「令和8年（1月分）農用地利用集積等促進計画（案）」について、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の11ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について14件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、17ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について1件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、18ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について5件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、19ページからをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について48件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。

○局長（野崎修司君） 小川会長さん、議事進行ありがとうございました。



◎閉会の宣告

○局長（野崎修司君） それでは、最後になりますが、松本職務代理から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） 本日はお忙しい中、長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、令和8年第1回農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 3時32分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年1月26日

会 長 小 川 達 男

署名委員 中 島 利 雄

署名委員 小 坂 実